

解 説

1 はじめに

谷家は美濃国多芸郡舟付村（現養老郡養老町船附）に居住し、江戸時代、当主が安田家とともに代々同村の庄屋を務めた家である。舟付村は揖斐川の支流・牧田川の下流右岸に位置し、多芸輪中に属しており、中世から近世にかけて川湊として栄えた地で、元和 5 年（1619）から尾張藩付家老竹腰氏の知行地であった。（村名の表記は、史料では「船」「船」「附」「着」「著」の用例もあるが、この解説では「舟付」とした。）谷家の当主は、同村の庄屋役のみならず各種の御用を務め、尾張藩主への御目見や惣年寄の称を許され、42 か村からなる大博川洗堰組合の惣代を務めるなど地域を代表する名望家であった。

当館は、昭和 52 年（1977）、同家から史料 4,776 点の寄託（のち寄贈）を受け、55 年 3 月に岐阜県所在資料目録第 6 集『谷家文書目録』を刊行した。その後、平成に入ってから追加で寄贈された史料を整理したのが今回の『谷家文書目録（2）』である。

史料総数は 1,328 点、その内訳は近世文書 345 点、近代文書 561 点、年代・領域の別なく一括された文書（C 分類）422 点（うち近世文書 262 点、近代文書 160 点）である。C 分類を近世・近代に含めると、近世文書 607 点（45.7%）、近代文書 721 点（54.3%）である。近世文書では公文書（A 分類）が 81.1%、近代文書では私文書（B 分類）が 70.6% を占め、全体では公文書が 53.0% を占める。

2 谷家について

家の由緒については、『谷家文書目録』（以下「目録」と略記）に家格及び由緒に係る史料が多数あるので、概略を次に示す。

まず、家系関係史料の成立順は次表の通りである。

成立順	目録番号・史料名	備 考
1	3568 (谷家先祖由緒書覚下書)	享保 19 年 (1734) 5 月提出の由緒書の下書。信隆まで記載。通称は伝右衛門のみ。
2	3567 (谷家先祖由緒書案)	延享 5 年 (1748) 名字御免願書に添付した由緒書の下書。信隆まで記載。通称は伝右衛門のみ。
3	3580 (谷家由緒古文書写)	由緒にかかる古文書の写しと家系の覚。覚は谷伝之右衛門信詮まで記載。通称は信幸から伝之右衛門。
4	408 (谷家家系写)	信平 (寛政 10 年没) と妻・子まで記載。信秋・信義は別紙貼付。信詮まで伝右衛門、信隆から伝之右衛門。
5	409・1 (谷家家系写)	信義と妻・後妻・子まで記載。信義の父信秋は弘化 4 年没。信幸まで伝右衛門、幸詮から伝之右衛門。
6	409・3 (谷家家系写)	谷伝之衛信乗 (明治 34 年没) と妻、金吾と子を記載。409・2 の下書き。

7	409・2 (谷家家系写)	谷伝之衛信乗 (明治 34 年没) と妻、金吾信光と妻・子を記載。
---	---------------	-----------------------------------

上記史料から、谷家家督の相続者をまとめると次の通りである。

家督相続者	年代に関すること	その他
加納四郎太郎大江 信員	文和 2 年 (1353)、後光厳院垂井 臨幸を迎える。	高祖。安八郡加納村に住す。足利将 軍の麾下に属す。
(世代不詳で略)		
谷齊		加納村に住す。
谷弥太郎信益		齊男。加納村に住す。土岐頼藝に随 身。河合を名乗る。
谷威徳信俊	元亀 2 年 (1571) 5 月 5 日、南 宮大明神の祭礼塔渡り願主〔南 宮円乗院の記録〕。石碑年号は永 正 (1504~20)。	弥太郎男。加納村に住す。(南宮塔 渡りの記事、享保 9 年、南宮旧記を 吟味)
谷六右衛門信厚	慶長 15 年 (1610) 8 月 5 日没。	威徳二男。伊尾城主西尾豊後守に勤 仕。禄 300 石。医王山東光寺旦那。
谷伝右衛門信幸	寛永 4 年 (1627) 11 月 7 日没。	信厚嫡子。伊尾城主西尾豊後守に勤 仕。禄 300 石。
谷伝右衛門幸詮	元禄 16 年 (1703) 11 月 11 日没。 81 歳。	信幸嫡子。童名大蔵。50 歳で万福 寺にて剃髪染衣、道順休意。
谷伝右衛門信詮	享保 20 年 (1735) 閏 3 月 6 日没。 出家は享保 18 年か。	幸詮次男。童名自得、六太夫。大垣 津田弁作の門人。能書。75 歳で剃 髪染衣、元徹休意。一筆子。
谷伝之右衛門信隆	宝暦 13 年 (1763) 12 月 18 日没。 65 歳。	信詮嫡子。童名八十助。
谷伝之右衛門信平	寛政 10 年 (1798) 10 月没。	信隆嫡子。童名文五治。
谷伝之右衛門信秋	弘化 4 年 (1847) 11 月 3 日没。	信平三男か。童名八十助。惣年寄名 披露御目見御免許。
谷伝之右衛門信義		信秋四男。童名民吉。竹腰様より槍、 表様より暦本月御免許。
谷伝之衛信乗	明治 34 年 (1901) 2 月 20 日没。	信義嫡子。中興の宗。童名仙吉。元 服後、八十助。
谷金吾信光		信乗妻の実家横江家から養子。
谷省吾		金吾次男。

次に、先祖由緒及び家系の上で主な事項は次の通りである。

ア 高祖加納四郎太郎は南北朝時代、足利将軍に仕えた武士で、安八郡加納村に住した。

- イ 織豊時代の谷威徳信俊から家系上の記事が続いている。
- ウ 江戸時代初期、谷信俊の子六右衛門信厚と六右衛門の子伝右衛門信幸は、揖斐城主西尾豊後守（光教）に知行 300 石で仕えた。（西尾氏は元和 9 年・1623 断絶。）
- エ 谷六右衛門信幸の兄宗徳は大垣本町に移り、代々俗名を源左衛門と称した。
- オ 谷六右衛門信幸の子伝右衛門幸詮、孫伝右衛門信詮は後年万福寺にて剃髪染衣した。
- カ 谷信詮の子信隆の時、通称を伝右衛門から伝之右衛門とした。（享保 19 年・1734）
- キ 谷伝之右衛門信秋は惣年寄の肩書を許された。
- ク 明治に至り、谷信乗は通称を伝之衛とした。同人は中興の宗と称された。

先祖由緒書や家系書が複数存在する理由として、谷家の家督相続や尾張藩主への年頭御目見、名字・帯刀など家格上の特権について認可を受けるため、それらを願書に添えて領主に提出したことがあげられる。例えば、谷信隆の記した「享保十五庚年戊正月 年頭御目見一卷 名字御免之訳」〔目録 2751〕によると、延享 5 年（1748）3 月、名字御免につき願書と先祖の由緒書を竹腰山城守へ提出し、同年 8 月、許可されている。

3 谷家文書 (2) の特色

近世文書では、前回の目録にも見られた領主への調達金や治水関係史料をはじめ、次のような特徴的な文書が残っている。特筆すべきは、大樽川洗堰などの治水関係史料が豊富なことである（下記キ～シ）。早いものでは、元禄 9 年（1696）6 月 25 日付の「川除論絵図面御裁許御裏書写」（C5-5）があるが、大樽川洗堰、油島喰違堰、羽根谷など揖斐川の水行に係る要所の普請やその入用にかかる史料は文政年間以降のものが多い。私文書では、家の由緒に関する「家系書」と題する卷子 3 点、諸芸に関する史料 52 点などがある。

- ア 調達金関係 元禄 10 年（1697）～弘化元年（1844）
- イ 村相場 文化 12 年（1815）～嘉永 7 年（1854）
- ウ 御物成米割賦帳 天保 9 年（1838）～15 年（1844）
- エ 砂入改 万延元年（1860）～慶応元年（1865）
- オ 拝借金関係 文化 11 年（1814）～文久元年（1861）
- カ 村定 文化 9 年（1812）、嘉永 7 年（1854）
- キ 大樽川洗堰（大樽川口洗堰）関係 文政 10 年（1827）～明治元年（1868）
- ク 羽根谷関係 文政 4 年（1821）～明治 3 年（1870）
- ケ 桑名領漁獵場新開納得金関係 文政 7 年（1824）～安政 3 年（1856）
- コ 十万山、白坊主関係 天保 10 年（1839）～15 年（1844）
- サ 油島喰違堰関係 天保 4 年（1833）～5 年（1834）
- シ 烏江村・江月村悪水落江通定杭揚関係 天保 9 年（1838）～12 年（1841）
- ス 家系書 宝永元年（1704）、安永 2 年（1773）
- セ 諸芸 延宝 8 年（1680）～嘉永 7 年（1854）

以下の解説では、上記の史料を中心に説明した。

4 調達金

尾張藩は財政上の理由から商人や農民にたびたび調達金を課した。谷伝之右衛門信秋が弘化年間にまとめた「調達金之訳別段書上」によると、舟付村が上納した調達金については、元禄10年(1697)、尾州江戸屋敷へ將軍御成があったため調達金を命じられ金30両を上納したのを皮切りに、天保末年までに70回を超える調達が行われている。宝永～寛政年間については調達の名目は記されていないが、藩財政が逼迫した享和～天保年間には、新田引当、陣屋繰り合わせ、梶嶋猿尾普請入用、高須輪中夫食渡し方、勘定所調達などを名目とするものが見られる。

一回あたりの調達金の最高額は、享保期には100両、寛政期には210両、天保期には300両と増大した。調達金は百姓の持高に応じて村内に割り当てられ、村々にとって重い負担となった。寛政期からは、舟付村の伝之右衛門がメンバーの一人であった「五人組合」と呼ばれる村々の有力者に調達を命じるやり方が増えた。「五人組合」の調達金は一回あたり1,500両にもなり、舟付村は村高に応じて210両を負担している。

調達金は年貢とは別の臨時の賦課であり、早期に元利全額を返下されることもあったが、年賦の場合は途中で返下されなくなることも少なくなかった。文化年間からは「無利永年賦」という形をとることが多くなり、天保期以降は元利全額を米切手で返下されるケースもあり、事実上ほとんど返下されなくなった〔A3-(1)-2・4〕

度重なる調達金や米切手の発行は、藩の財政運営の危機を解決するための方策であったが、村々へ負担を転嫁してもなお、藩財政の好転には至らなかったようである。

5 村相場

江戸時代後期には、年貢金納化にともなう換金のため、米の相場が定められた。舟付村の村相場の史料として、一括文書C2のうち34点と、万延元年(1860)の「相場覚」〔A4-(6)-1〕がある。村相場は、年貢納入の時期に当たる12月時点の村における米の価格を定めたものである。C2を一括してあった包紙には「文政年中より之村相場入 但引方共 安政六初種(秋)相改」とあり、34点のうち年号を記したものは文化12年(1815)～嘉永7年(1854)の17点、干支のみ記したものは15点(うち1点は麦年貢)、年月未詳・年月日未詳が各1点である。万延元年の「相場覚」には、嘉永2年(1849)～万延元年の米相場が記載されている。

C2のうち、初見となる文化12年12月の「割相場」には、金1両、1歩(分)、1朱、銀1匁当たりのそれぞれの米と銭の相場、銭百文当たりの米、米1斗及び米1石当たりの銭相場、苧田・本田畑・新田畑の割(引方)を記し、末尾は「右之通相定候者也」、作成者は「当番」と記している〔C2-2〕。他の資料では、作成者として「庄屋所」「谷伝之右衛門」が見え、庄屋が作成したことが分かる〔C2-12外〕。C2以外では、白米1升及び金2朱の村相相場を庄屋から役人に報告した文書がある〔C5-1〕。

年号を記した史料の相場を比較すると、金1両当たりの米相場は最安値が文政2年の1石5斗5升7合、最高値が万延元年の4斗である。天保年間には飢饉の影響で米が高くなっ

たと考えられるが、その後も天保年間とほぼ同程度の相場で推移している。万延元年は万延金流通による物価高騰の影響が考えられる。連続する年の比較では、前年に比べ 10%以上変動する場合が多く、40%以上の変動もあった〔C2-3・4〕。流通経済の浸透が、年貢納入や銭遣いなど村の生活に大きな影響を及ぼしていたことがうかがわれる。

村相場の一覧は次の通りである。(年号の分かるもののみ記載。*は A4-(6)-1 による)

年 記 等	金一両当たりの相場	
文化 12 (1816) 12 月	米 9 斗 4 升 8 合	銭 7 貫 150 文
文化 13 (1817)	米 9 斗 6 升 3 合	銭 7 貫 250 文
文政 1 (1818) 12 月	米 1 石 3 斗 5 升 8 合	銭 7 貫 200 文
文政 2 (1819) 12 月	米 1 石 5 斗 5 升 7 合	銭 6 貫 500 文
文政 7 (1824) 12 月 17 日	米 1 石 3 升 6 合	銭 6 貫 950 文
文政 12 (1829) 12 月 17 日	米 8 斗 9 升 3 合	銭 6 貫 800 文
文政 13 (1830) 12 月	米 7 斗 5 升 7 合	銭 6 貫 800 文
天保 3 (1832)	米 8 斗 8 升 4 合	銭 6 貫 850 文
天保 5 (1834) 12 月	米 9 斗 3 升	銭 6 貫 950 文
天保 6 (1835)	米 7 斗 3 升 6 合	銭 7 貫文
天保 8 (1837) 12 月	米 6 斗 4 升 8 合	銭 6 貫 900 文
弘化 2 (1845) 12 月	米 7 斗 1 升 6 合	銭 6 貫 400 文
弘化 3 (1846) 12 月	米 7 斗 9 升	銭 6 貫 300 文
弘化 4 (1847) 12 月	米 7 斗 7 升 7 合	銭 6 貫 150 文
嘉永 1 (1848) 12 月	米 8 斗 3 升 1 合	銭 6 貫 300 文
* 嘉永 2 (1849)	米 6 斗 6 升	
* 嘉永 3 (1850)	米 4 斗 3 升 1 合	
嘉永 5 (1852) 12 月	米 7 斗 1 升 6 合	銭 6 貫 600 文
* 嘉永 6 (1853)	米 7 斗 3 升 4 合	
嘉永 7 (1854) 12 月	米 7 斗 6 升 8 合	銭 6 貫 600 文
* 安政 2 (1855)	米 9 斗	
* 安政 3 (1854)	米 8 斗 7 升 6 合	
* 安政 5 (1858)	米 5 斗 5 升	
* 万延 1 (1860)	未 4 斗	

6 御物成米割賦帳

「御物成米割賦」すなわち村にかかる年貢米を各百姓の持高に応じて割り当てることは、庄屋の行う業務の中で最重要のものであった。C3 に分類した一括文書のうちに、天保 9 年 (1838)、11 年、15 年の御物成米割賦帳がある〔C3-1・2・4・5〕。田の種別ごとに、取米 (租税)・口米 (附加税) の高をもとに諸条件を勘案して税率を算定したもので、正確を期して

小数点以下 8～15 桁に及ぶ詳細な税率が記されている。3 か年を比較すると、本田年貢等の税率の変動幅がかなり大きいことが分かる。

	天保 9 年 12 月	天保 11 年 12 月	天保 15 年 12 月
本田御免相割賦之法	0.445210636	0.507652263828	0.39856175184
同田方御免相割賦之法			0.352203534362
古堤新田口免相割符之法	0.30474016	0.30474016	0.30427016
新田御免相割符之法	0.0176941553325	0.093218872932775	0.2293551776
新田堀田人別控并惣三田無 主田より入人別控御免相割 賦之法	0.018359066247	0.14780951868	0.238008058824
新田堀田御冥加米割賦之法	0.047157049542	0.146350804	0.070752084625
無主田平田高御免相割賦之法	0.020288315665	0.1068425171	0.284214812
人別平田高御免相割賦之法	0.0218877464092	0.09695062115	0.26124241508
新田平田御免相割賦之法			0.23848309736
新々田御免相割符（賦）之法	0.1696080004	0.1696080004	0.169608 余
新々田御免相割賦之法	0.14825275	0.17825275	0.14825275
本田老歩米割符（賦）之法	0.006260044978	0.00777109	0.00754770790952
新田并堤跡御高成新田御老 歩米割符（賦）之法	0.019802038	0.0041731833923	0.0063177006111

7 砂入改

砂入は、田畑への浸水等により砂が運ばれて耕作や収穫に支障が出たものを指すと考えられ、年貢の高引算定等のため、砂入改が行われた。「文久元年酉十二月 砂入町数改一卷」と題する一括史料中に、万延元年（1860）8月16日、文久元年（1861）12月、慶応元年（1865）12月の史料がある〔A3-(1)-25～28〕。

文久元年の改帳は「寸尺」「名寄」の2冊があり、それぞれ耕地一筆ごとの砂の厚さと人別の高引勘定が記されている〔A3-(1)-26・27〕。また、年未詳の覚に「一忒寸より四寸迄 三割引 一五寸以上 五割引」とあり、砂の厚さで高引の割合を定めていたことや、砂の厚さが5寸以上に及ぶような被害のはなはだしい場合でも、年貢の免除が5割にとどまったことが分かる〔A3-(1)-32〕。

慶応元年（1865）の高引帳によると、酉年（文久元）に発生した砂入の程度によって、土地の高引の期間が「酉老ヶ年引之分」「酉戌忒ヶ年引之分」「酉戌亥三ヶ年引之分」すなわち1年、2年、3年に分けられたことが分かる〔A3-(1)-28〕。

8 拝借金

村入用関係では、文化 11 年（1814）～文久元年（1861）の領主からの拝借金に関する

文書が多数見られる。

文化11年7月11日の「村方拝借金并返納留帳」〔A4-(4)-2〕によると、6月13日、尾張藩領の村々が代官役所に呼び出され、10年間の「御壺分米」の上納ならびに高百石につき金10両宛の拝借を命じられた。舟付村の拝借金は米切手190両で、拝借金を引当（資金）として出精し、期間中の壺分米を勤めよということであった。拝借金の返上納（返済）については、年1割5分の利で10年間上納すれば、元金はなし崩しに済ますという条件であった。拝借金の取り扱いについて、村では高持百姓相談の上、堀田普請に使いたいとの書付を役所に提出した。拝借金は7月11日に受け取り、惣高持百姓が拝借する形をとった。要するに、拝借金は領主からの貸付であり、この場合は壺分米上納とのセットで行われた。拝借金の返上納の期限は毎年11月20日であったので、村では高持百姓全員を集め、利足金を惣高持百姓に割賦して毎年11月10日～15日の間に取立を行うと申し渡した。返上納の利率は年1割5分であったが、初年度は用捨があり1割2分5厘とされた。初年度である文化11年の利足は金23両3分、文化12年以降は金28両2分となり、毎年残らず返上納されている。

文政6年（1823）10月の「御永久御相続金内輪貸渡帳」〔A4-(4)-10〕、「金式百両口・金三百両口拝借願一件」〔A4-(4)-11〕によると、舟付村庄屋谷伝之右衛門は旧冬、代官役所に召し出され、「御永久御相続金」の名目で文政6、7両年に600両の拝借を命じられた。これは佐藤壬三郎・安立庄左衛門・田中権之右衛門・早川利右衛門・谷伝之右衛門の五人組合全体で4,000両借付があり、その割合金が600両である。10月19日、半額の金300両の米札を内金として拝借した。利足は年8分であった。残りの半額につき、伝之右衛門は勝手向きの繰合金として拝借を願い出、10月21日に300両を拝借した。

村から領主に対して、救恤等を名目に拝借金を願い出ることもあった。

早い例では、享保2年（1717）2月、下笠・舟付両村庄屋・組頭から小菅半右衛門宛に、近年水損続きで百姓が困窮しているのので、水除普請の入用350両を無利15か年賦で拝借したいと願い出ている〔A5-(1)-1〕。また、宝暦12年（1762）9月、舟付村ほか6か村の庄屋・組頭から美濃郡奉行所宛に、水損が続いて「喝命難凌」（飢えや渴きで命が危うい）として、寛延4年（1751）以来大樽川喰違堰の自普請のために下し置かれた拝借金計1,252両2分について、下し置かれ切り、つまり返上納無用とするよう願い出ている〔C5-2〕。

下って、文政元年（1818）11月の「御地頭様御屋敷より作食代拝借年賦返上金割符帳」〔A4-(4)-4〕によると、文化12年（1815）の水損により、翌13年春、小高持の者たちが生活に難渋しているとして、作食（農民の食料。夫食）の拝借を代官役所に願い出、金9両1分と銀8匁7分1厘を拝借した。拝借金は10石以下の高持に7か年賦で割渡しされた。文化13年3月付で、借り主21人の連印による「当村御役目衆中」宛の「拝借仕金子之事」と題する証文がある〔C8-7〕。返上納は同年暮から行われる予定であったが、なお難渋が続いたため、文化14年暮から無利5か年の返上納に変更された。

また天保9年（1838）12月には、大水や虫害を理由に「御手当米」100石の下置を庄屋、組頭、頭百姓ら10名の連名で代官役所に願い出た。その結果、口入金100両が貸し渡され、

返納期限は翌年 11 月 20 日、年利 1 割半であった。同 11 年（1840）12 月にも「御用捨米百石」の願い出がされている〔C6-2～7〕。

拝借金の割賦及び取集、割渡については天保年間の史料が残っている〔C7-2～8〕。

他の名目のものでは、文政 6 年（1823）から天保年間に見える肥代金がある。文政 6 年の肥代金は毛付高 100 石につき金 5 両の計算により、金 22 両 3 分と銀 1 匁 9 分 5 厘の拝借を命じられたもので、返上納は年利 1 割 3 分、10 か年のなし崩しであったことが、天保 2 年（1831）11 月の「諸拝借金割賦帳」に見える〔C7-2〕。天保 3 年（1832）の肥代金も同様の方式で金 7 両 2 分を拝借している〔A4-(4)-18〕。

また、天保 2 年 12 月、舟付村谷伝之右衛門から代官役所に宛てた「御買上地面掟方反別小作帳」、弘化 4 年（1847）12 月、舟付村御金預り主谷伝之右衛門らから講金役所に宛てた同名史料がある〔A4-(4)-17・20〕。弘化 2 年（1845）11 月の舟付村借主谷伝之右衛門らから吟味元役所に宛てた覚にも「今般御買上之地面小前帳反高之訳」と見える〔A4-(4)-19〕。これらは土地を書入（抵当）として拝借金を借用することを「御買上」と称したものと思われる。

9 村定

村定は農民が村の運営のために定めた掟である。今回の目録には、文化 9 年（1812）正月の村定〔A4-(6)-2〕、嘉永 7 年（1854）の定〔C2-45〕が見える。

文化 9 年正月の村定は 14 か条からなる。内容は儉約を旨とするもので、第 1 条の祭礼の湯立以外は、禁止もしくは制限の条項である。

第 1～3 条 祭礼に関する事（湯立、灯籠・神酒披露・客）

第 4 条 慶事の飲食、贈答に関する事

第 5 条 年頭用意の餅つきに関する事

第 6 条 不幸の節の飲食等に関する事

第 7 条 法事の客招待に関する事

第 8 条 伊勢参宮ほかの音物（進物）に関する事

第 9 条 頭百姓の婚礼・不幸の節の衣服に関する事

第 10 条 三月・五月の節句及び中元・歳暮に関する事

第 11 条 亥の日の祝、蝦夷講の祝に関する事

第 12 条 付き合いの飲酒に関する事

第 13 条 寄合の支度（食事）に関する事

第 14 条 免割札揃の支度（食事）に関する事

以上につき、「右之條々、頭百姓立会相極之候上は、村中一統、当年より五ヶ年之間相守可申候」としており、村の中でも格の高い頭百姓が制定に関与したことが、文化 9～13 年の期限付きの定であることが分かる。第 3 条に「儉約年限中」、以下の条に「年限中」と見えるのもそのことを指している。

なお、史料中に「去ル丑年儉約ケ條相定置候処、年経候ニ随ひ、守方何となく忽ニ相成

候」とあり、本史料に先立ち、丑年（文化 2 年・1805）に「儉約ヶ條」が定め置かれたことと、それが不徹底に終わったことが分かる。尾張藩が文化 2 年 12 月に発した儉約令にかかわるものであったと思われる。

嘉永 7 年（1854）の定も、儉約の徹底をはかるものであった。村入用増加のため高持百姓一同が難渋していることについて、「何事ニよらず、諸事儉約改革可致」という代官役所からの命令により、輪中 4 か村が相談の上、次の 6 か条を 3 年間の定とした。内容は、文化 9 年の村定のような生活関連ではなく、御用向きの事柄が主である。

第 1 条 庄屋組頭の御用向きの外出に関する事

第 2 条 衣服に関する事

第 3 条 役人休泊の際の食事に関する事

第 4 条 輪中御用立合の際の食事に関する事

第 5 条 輪中悪水落守護の場所への罷出に関する事

第 6 条 御用で名古屋行きの際の宿料・小遣に関する事

1 0 大樽川洗堰（大樽川口洗堰）

大樽川は長良川右岸の安八郡大藪村（現安八郡輪之内町大藪）から分流し、福東輪中と高須輪中との間を南西流して揖斐川に注ぐ川で、長良川の水害に苦しんだ高須輪中北部の村々の訴えにより、元和 5 年（1619）に開削された。しかし、揖斐川への分水により揖斐川流域で水害が頻発したため、分流点に洗堰が構築された。谷信乗が明治 5 年（1872）に改めた控 [A4-(6)-6] に、「大樽川一件」の見出しで次のような記事がある。

○宝暦元年（1751）、34 か村の自普請で喰違堰を造ったが、後、大破。

○同 4 年（1754）、薩摩藩御手伝普請により喰違堰の下に洗堰を造ったが、後、破損。

○同 8 年（1758）、川口に組合村々の出金により洗堰を修復した。

なお、同控には組合 42 か村として尾張藩領 11 か村、幕府領福東輪中 19 か村、多芸輪中内の幕府領 12 か村の村高を記している。

大樽川洗堰では毎春の定式普請等による維持管理が行われた。洗堰に係る入用については、文政 10 年（1827）、天保 6 年（1835）、安政 3 年（1856）～文久元年（1861）の割賦帳、取替帳、取立帳等がまとまって残っている [A5-(1)-31～73]。

多芸郡下笠村の小野作兵衛、同郡舟付村の谷伝之右衛門両名の「洗堰惣代」の肩書は、天保 4 年（1833）から見え [A5-(1)-95]、割賦帳等では文久元年（1861）まで 30 年近くにわたってその肩書と両名の名が見える [A5-(1)-12・42・52・58 外]。また、天保 4 年～嘉永 6 年（1853）の史料に、谷伝之右衛門の肩書として「惣年寄庄屋兼（又は庄屋惣年寄兼）」が見え、同人が特別な立場にあったことがうかがわれる [A5-(1)-101 外]。

1 1 羽根谷

石津郡羽根谷（羽根駒野両村立会谷。現海津市南濃町奥条）は大雨のたびに砂石が流出し、揖斐川に附洲ができて水難の一因となった。多芸輪中一同が申し合わせて幕府へ普請

を願い出ても、多額の入用を要することから水行を立て直すことは困難であった。

文政4年(1821)10月の羽根川原谷絵図面には、谷内の自普請や砂石の押し出しによる附洲の変化の様子、とりわけ、砂石留として谷内に深さ5尺、15間四方の穴を掘り、杵箆をめぐらした様子が詳細に描かれている〔A5-(1)-85〕。

翌5年(1822)には、大雨で羽根谷から揖斐川へ砂石が流れ出して水行が滞り、谷内の杵箆が押し流されて大破した。それまで26か村が組合をつくり谷の自普請を続けてきたが、自力での防災が困難となったため、尾張藩領の舟付・大野・大牧新田・下笠の4か村が同7年(1824)、鵜多須陣屋に願い出て、砂石浚えや谷内段の杵箆の修復等の入用に金450両を無利30か年賦で拝借することとなった。そのうち金150両が渡し下げられ、残金300両は陣屋預かりとなり、年1割の利足金30両を渡し下げられることとなった。4か村からは毎年15両を返上納した。

尾張藩領の拝借金にならって、幕府領の村々も同様の拝借金を笠松役所へ願い出たが聞き届けられず、借金して自普請を行った。文政8年(1825)8月の大風雨による出水に際し、多芸輪中惣代であった根古地新田庄屋等幕府領4か村と尾張藩領7か村の組合同の庄屋・年寄は、10年前の普請の例にならい、羽根谷の砂石留や川浚等の修復を定式普請に組み込むよう笠松役所へ願い出た。同年10月には、川下の河戸・山崎・安江の三谷についても羽根谷同様に普請に組み込むよう陣屋と笠松役所に願い出た。その結果、翌年春の自普請は羽根谷組込で行われている〔A5-(1)-86〕。

その後も文政10年(1827)6月、羽根谷、安江谷で大破が起こるなど、羽根谷の急破が続き〔A5-(1)-86〕、普請費用がかさんだため、天保15年(1844)12月、尾張藩領4か村の庄屋は、陣屋預かりの残金分を下し置かれるよう願い出た〔A5-(1)-11〕。

しかし、陣屋から毎年渡し下げられる利足金30両は、弘化2年(1845)には15両のみ渡し下げられ、その後の6か年分について沙汰が無く、4か村庄屋は自普請入用を賄えないとして、弘化5年(1848)5月、鵜多須陣屋に対し残金117両の渡し下げを願い出た〔A5-(1)-6〕。嘉永3年(1850)7月以降も、4か村庄屋からくり返し同様の願いが出されている〔A5-(1)-14・16～18〕。

一括文書のC9～C12にも、幕末から明治初期にかけての羽根谷関係史料が多く見られる。領主預かり金に対する利足下げ渡し願については、羽根谷金と次に述べる漁獵場納得金をまとめて扱う史料も少なくない〔C11-9～23〕。

1.2 桑名領漁獵場新開納得金

羽根谷のケースと同様に、鵜多須陣屋が大樽川洗堰組合から資金を預かり、渡し下げを求められた事例として、勢州(伊勢国)桑名領の漁獵場新開納得金がある。

桑名領分の葭生のうち赤須賀江東の分並びに上之輪村・福嶋村地先の与左茂左取払跡等の新開発にあたって、桑名船馬町の佐藤孫右衛門が代普請を行うこととなり、揖斐川の流水に差し支えないよう新川を立てる計画であった。文政7年(1824)9月、代普請につき新開願主佐藤孫右衛門及び上之輪村庄屋平五郎と尾張藩領の村々、高須輪中村々との間で

取替証文が交わされた。しかし、長嶋輪中が計画の一部に納得せず、漁獵場新開のみ行われ新川の普請が取り止めとなったため、幕府領の村々へは金 833 両、尾張藩の村々へは金 1,500 両が納得金として渡されることになったのである〔A5-(1)-87〕。

尾張藩に渡された納得金 1,500 両は当初、新川普請が行われれば佐藤孫右衛門に返すべきものとして勘定所が預かっていたが、新川普請が取り止めとなったこと、幕府領では村々に下げ渡されたこと、油嶋喰違堰の破損修復の自普請の入用に割当分を使わせてほしいと願い出る組合があったことから、村々へ下げ渡されることとなり、大樽川洗堰大益組合の尾張藩領 7 か村へは金 174 両 3 分と銭 82 文 3 分の割当があった。

その納得金は文政 10 年（1827）に鵜多須陣屋へ預かりとなり、毎年 1 割の利潤金 17 両 1 分 2 朱と銀 6 匁 4 分 2 厘が下し置かれ、7 か村はそれを割賦し、大樽川洗堰の定式自普請や洗堰の年内入用に充てた。ところが、利潤金は天保 9 年まで下し置かれたものの、同 10 年から 5 年間は、同 12 年 3 月に 1 か年分が下し置かれただけで残り 4 年分は下されず、弘化 3 年（1846）になってもそのことについて何の沙汰もなかった。弘化 3 年 8 月、大樽川洗堰惣代の下笠村小野作兵衛、舟付村谷伝之右衛門両名は、洗堰の維持に多額の入用がかかるとして、未払いの 4 年分の利潤金を 7 か村へ下し置かれるよう、鵜多須陣屋へ願い出た。これは再願であり、一度目の願い出が聞き届けられなかったことを示している〔A5-(1)-12〕。嘉永 4 年（1851）、同 6 年にも大樽川口洗堰惣代の両名から鵜多須陣屋及び笠松役所に、10 か年分の利足金と元金を下されるよう再応、再三の願いが出されており、安政 2 年（1855）、同 3 年の願書も残っていることから、やはり聞き届けられなかったことが分かる〔A5-(1)-13・15・19～30〕。

1 3 十万山、白坊主

桑名領漁獵場新開のほかにも、桑名領に係る治水上の要望が揖斐川筋の村々から出された。揖斐川河口付近にあった「十万山」「白坊主」という大きな洲についてである。

桑名東の十万山と呼ばれた附洲について、文政 10 年（1827）、東海道佐屋宿への通船堀割場所を浚（さらえ）普請することとなり、揖斐川筋の村々の村役人が内見したところ、普請のやり方に大きな問題が見つかった。従来から十万山は高さがある上、葭草が水行に差し支えて難渋し、附洲の取り払いを願い出ようとしていたのに、今回の普請のように堀割の両側に浚土を重ね上げるやり方では、満水時の水位が高くなって上流の輪中の堤が切れやすくなり、切れた箇所からの入水量も増える心配がある。そのため同年 7 月、伊勢国の七郷輪中、金廻輪中、美濃国の本阿弥輪中、福東輪中、大垣藩領、尾張藩領、高須藩領などの村々が連名で、浚土を積み上げるのではなく水行に差し支えない場所へ運んで処分するよう多良及び笠松役所へ願い出た。舟付村など尾張藩領 4 か村組合は、多良・笠松両役所への添状を下されるよう鵜多須陣屋に願い出ている〔A5-(1)-88〕。

この願い出に対し、多良・笠松両役所は取扱人を立て、文政 10 年 11 月、桑名宿と揖斐川筋の村々とを内済（和解）させた。内済の条件として、堀割浚場土を水行に差し支えない場所へ取り除けること、杭冊を二重とせず上段を取り除き上段の冊の普請を永久に願

い出ないことなど 5 か条が取り決められた [A5-(1)-89~91]。

天保 11 年 (1840) 8 月の「伊尾川流末与左茂左新田・十万山切揚笠松御役所より障有無御尋御書付写」[A5-(1)-99] では、与左茂左両新田並びに十万山の附洲が増長し、揖斐川筋の村々が折角切り払いをして水行を良くしても、上の村々まで水行が差し支えてしまうとの問題点を挙げ、3 か所の附洲取り払いにつき、浚切揚を命じた場合の差し障りの有無について内々に尋ねており、年々川床が高くなることへの対策の一端が知られる。

桑名東の海口にあったもう一つの洲は白坊主 (白坊主山) と呼ばれた。木曾三川の水が集まる位置にあったことから、水行確保のため海口が狭くならないようにすることは三川下流域の村々にとって死活問題であった。

白坊主の新開について、揖斐川筋の村々が差し障りありと訴えたところ、笠松堤方役所に呼び出されて了解するよう言われた。これに対し、天保 4 年 (1833) 9 月、安八郡脇野・今尾・高田村をはじめ組合同 8 か村が、領主や役所に願い出て堤の丈夫付や普請、自普請等に努めているのに、白坊主の新開を認めたのでは水かさが増してますます堤切れや入水がひどくなるので、(了解は) お断りすると笠松役所に申し出た。8 か村は水災の土地柄であることと、多良・笠松両役所立会のもと流水に差し支えのないよう取り払いをしてきたことを改めて説明し、笠松役所に再度愁訴している [A5-(1)-101・102]。

翌天保 5 年、立田・神明津・桑原・大樽・多芸・高須・本阿弥・七郷の 7 輪中が、白坊主及び桑名領漁獵場赤須賀西の葎生の刈り払いを許可するよう、多良・笠松両役所へ提出する願書の文案が残っている [A5-(1)-104~106]。

天保 15 年 (1844) 8 月、美濃国の高須・太田・多芸・福束・海松、伊勢国の金廻・七郷の各輪中の村々が、水行をよくするため白坊主山及び新開川筋の葎生の取り払いを命じるよう笠松・多良の役所に願い出た。それに係る絵図も残されており、図中に十万山、白坊主が確認できる [A5-(1)-103・107]。

1 4 油嶋喰違堰

油嶋新田は高須輪中の南、伊勢国に属する金廻輪中の南端に位置し、揖斐・木曾両河川の合流点に面した幕府領の村であった。河川分流のため、宝暦 4、5 年 (1754~5)、薩摩藩による御手伝普請 (宝暦治水) が行われ、長嶋輪中との間に喰違堰が築かれた。

天保 4 年 (1833) 5 月、油嶋喰違堰について今後長嶋輪中から進退 (支配の意) したいとの願が笠松役所に出されたことから、油嶋惣代の者が笠松へ召し出された。油嶋喰違堰のうち海西郡松ノ木村堤寄の分については今後長嶋輪中の進退とする旨江戸表から沙汰があり、了解するよう笠松役所から言い渡された。このことにつき、洗堰・油嶋両組合は同年 6 月、当該場所は益油嶋組合 63 か村が前々から進退し、毎年手当金を下し置かれて自普請を行い、命がけで守ってきた大切な場所であり、益筋でない長嶋輪中の進退となつたのでは安堵できず、受け入れられないこと、大藪 (大樽川) 洗堰・油嶋喰違堰は揖斐川通り減水大益一対の場所として修復すべきことなどを理由に、長嶋輪中進退の件は断る旨、両組合の連印をもって笠松役所へ願い出た [A5-(1)-93~96]。

同年 10 月、油嶋喰違堰松ノ木村附の竹木流作刈り払い（取り払い）につき、高須輪中・多芸輪中から多良・笠松両役所へ願い出たところ、両役所の役人が現場を見分の上、竹木が木曾川の水請になるので揖斐川には益となるとした。また、両輪中から油嶋喰違堰進退に絡めて詳しく申し立てていることにつき、申し合わせて江戸訴などの動きをしないよう釘を刺している。それに対し、村々から同年 11 月、松ノ木村は木曾・揖斐連水の場所であるので、竹木流作の取り払いを徹底してほしいと笠松役所に回答した。

翌天保 5 年 3 月、笠松堤方役所は、油嶋の進退について長嶋輪中の願は認めないとし、これまで通り洗堰・油嶋喰違堰両組合の村々の進退場とするとの達を行った。村々はこれを承諾し、済口請書を同役所に提出して一件落着となった〔A5-(1)-98〕。

1 5 烏江村・江月村悪水落江通定杭揚

多芸郡烏江村・江月村は、揖斐川の支流・牧田川の上流にあり、下笠輪中（多芸輪中の内郭輪中）の下笠・栗笠・大野・舟付 4 か村は牧田川が揖斐川に合流する右岸に位置していた。いずれも尾張藩領（竹腰氏知行地含む）であった。烏江村・江月村悪水落江通の定杭揚について、天保 9 年（1838）3 月から同 12 年 9 月にかけての歎願書や達書、返答書等一連の史料がある〔A5-(1)-109～115〕。

天保 9 年 3 月、烏江村・江月村悪水落の坊樋が大野村地内の揖斐川通りにあり、水面の定杭を 1 尺ほど引き上げて悪水を落とすよう鵜多須代官役所から 4 か村に命じられたことに対し、4 か村は、在来の定杭でさえ悪水が溜まって低地へ洩れ込み、迷惑しているのに、定杭を 1 尺高くして悪水落としの水除け堤を丈夫付けされたのでは、水吐きに差し支え溜まり水が深くなって立毛が損亡してしまうとして、定杭の高さを従来通りとするよう代官役所へ歎願した。同 12 年（1841）2 月及び 3 月にも同趣旨の願が出されている。9 年 3 月の歎願書の中には、「寛文年（1661～72）御定八通証文」「元文天明御定之証文」等の言及があり、当該坊樋についての定が 170 年ほど前から存在したことが分かる。翌 10 年 8 月の鵜多須陣屋宛願書には、定杭が初めて建てられてから当亥年まで 55 か年とあり、天明 7 年（1778）頃に建てられたことが分かる。

結果的に、鵜多須代官役所が取扱人（仲裁人）を立てて熟談調整を図り、同 12 年 8 月、大野・舟付・下笠の 3 か村はそれを承諾して代官役所に請書を提出した。

1 6 その他近世公文書

河川交通及び和宮下向に分類される文書が各 1 点ある。

「三湊願書」の端裏書のある享保 20 年（1735）11 月の口上書の控〔A7-(5)-1〕は、差出人と宛名を欠くが、牧田川筋の三湊（多芸郡烏江・栗笠・舟付）から尾張藩の役所へ提出されたものと思われる。濃州三湊は尾張藩の支援を受けて栄えた川湊である。内容は、尾張藩領から上方への往来商人の荷物が元禄年中から大垣へ送られることが増え、三湊が困窮している状況に対し、上方への荷物は三湊が取扱うきまりであり、他領の湊へ送るのは禁止されているとして、他領である垂井宿・大垣宿からの願を退け、先規通り三湊の取扱

とするようお願い出たものである。この中で三湊の由緒について慶長年中、徳永法印（寿昌）から証文を与えられたこと、尾張藩の国用の舟役を継続的に務めたこと、元和年中、国奉行から、上方荷物の取扱を認め他領新湊への横送りを禁止する判物を与えられたことが記されている。

文久2年（1862）のものと思われる「和宮様御下向ニ付枝道御固」〔A7-(6)-1〕には、沿道警固の大名と警固範囲の割当ほか、「前後御警固」「和宮様御下向御道中供事向凡宿割」が記載されている。

17 家系書

「家系書」と題する卷子装の史料3点がある〔B1-(1)-1~3〕。それらは、谷家代々の家系を記したのではなく、谷伝右衛門幸詮の剃髪染衣に係るものが2点、谷伝右衛門信詮の剃髪染衣に係るものが1点で、いずれも黄檗山の僧の筆によるものである。幸詮、信詮父子は他の史料にも名が見え、家を継いだ事情はそれぞれ特別なものがあるものの、舟付村における谷家の興隆に力のあった人物である。

宝永元年（1704）の家系書〔B1-(1)-1〕によると、幸詮は生来志厚く三宝に帰依し、寛文12年（1672）春、50歳のとき黄檗山木庵庵禪師に教戒を受けて剃髪染衣し、道順休意と号した。家系写〔目録409〕によると、4歳で父と死別し宗久九郎右衛門方へ母子共に引き取られたが、18歳の時伝右衛門と改名して家を建て、元禄16年（1703）11月18日、81歳で死去したという。逆算すると元和9年生まれとなる。

癸巳（安永2年・1773）の家系書〔B1-(1)-2〕によると、信詮こと法名元徹恬意は40年前（享保18年・1733）に発心し、本山にて剃髪染衣した。本史料は、開祖の隠元隆琦没後100年の遠忌にあたり作成されたもので、信詮の孫伝之右衛門信平の代に当たる。家系写〔同前〕によると、信詮は幼名を六太郎といい、大垣の津田弁作の門人となって書を能くした。出家の志をもっていたが、兄の早世により家を相続、75歳で剃髪染衣し、享保20年（1735）閏3月6日死去したという。

年月日未詳の家系書〔B1-(1)-3〕は、幸詮こと道順休意のことを書いたもので、剃髪を寛文庚子とするが正しい干支は壬子である。装丁などから見て、癸巳の家系書と同様、当主信平の頃に作られたと思われる。

18 諸芸

諸芸に関する史料52点は、歴代当主が多彩な趣味をもっていたことが分かるものである。なかでももっとも多いのは、下表の通り武芸に関する免状等である。谷家家系写〔目録408〕によると、谷家の高祖加納四郎太郎大江信員は、濃州安八郡加納村に居住した武士で、建武年中、足利方の小笠原兵庫助政長の幕下にあり軍功があったという。江戸時代初期、幸詮の父伝右衛門信幸は、禄300石で西尾豊後守（光教。揖斐藩主）に仕えており、武士の家柄という意識がその後も強く残ったものと思われる。

免状に係る史料は次の通りである。

流派等	資料年代	分類番号	谷家当主
柔新心流（居合外）	延宝 8（1680）	B3-(3)-1・2・3	谷信詮
鳴絃唱絃（魔除け）	元禄 14（1701）	B3-(3)-4	谷信詮
自勝流剣術	享保 5（1720）	B3-(3)-7	谷信隆
念流棒勝手流	寛延 4（1751）、 宝暦 3（1753）	B3-(3)-10・14・15・16	谷信平
先意流薙刀	宝暦 2、6（1752／6）	B3-(3)-11・13・17・18・19	谷信平
万力鎖術	宝暦 3（1753）	B3-(3)-12	谷信平
円明兵法（剣術）	年未詳	B3-(3)-44・45	未詳
本田家劔道	年未詳	B3-(3)-49	未詳
花伝	天明 6（1786）	B3-(3)-20・21	谷信平か
池坊華道	天保 3（1842）	B3-(3)-25	谷信義

伝右衛門信詮（法名元徹恬意）は能書家でもあった。墨画〔B3-(3)-9〕は寓居から見える田舎の風景を描き、自讃として俳諧を記したもので、「辛亥（享保 16 年・1731）大晦日恬意七十一歳」「癸丑（同 18 年・1733）七十三歳」と見える（75 歳で出家したとする前述家系写とは年齢が合わない）。「泥像西行記」〔B3-(3)-5〕、「西八景」〔B3-(3)-43〕などの書には緑雨軒（一筆）の号を記している。谷家家系写〔目録 408〕によると、信詮は西国三十三所と道中の名所旧跡を紹介した『西国道しるべ』と題する 3 冊の本を出版していたという。同家に残る寛政期以降の和歌、俳諧、連歌、狂俳、謡などの史料から、武芸に通じた信詮の書画・文芸にわたる幅広い嗜みが、後代の当主に受け継がれていたことがうかがわれる〔B3-(3)-22 外〕。

俳諧連歌では「西濃多良武門社」「桑名開運社中」「北勢桑名城西連」「船附連」などのグループ名が見え、地域の愛好家によって盛んに行われたことが分かる〔B3-(3)-30～35〕。

下って明治時代には、谷信乗の妻は俳諧を好んで鶴遊と号し、美濃派の獅子門 16 世神野虚白と交流があり、雅用書を贈られている〔B30-(3)-24〕。

19 近代文書について

既刊目録には、戸長役場、水害予防組合ほか治水、濃尾震災、議員選挙、地主経営、土地売買、金融、銀行・企業等の近代文書が多数収録されているが、今回、まとまった近代文書は多くない。治水関係では、江戸時代以来の懸案であった大谷川通十六村の新規水除堤の取り払いと差し止めをめぐる村々の動きや三川の改修願がある〔C13-1～8〕。谷家家系写〔目録 409・2～3〕によると、同家は明治時代、谷信乗の代に田地 40 余町歩を集積した大地主であったが、地主経営では、明治 27 年の一筆限元帳〔B20-(2)-29〕、大正 11 年の新入田方新田元帳〔B20-(2)-132〕等がある。また、谷金吾と子の省吾が税務の仕事をしていたことから、明治、昭和の税務関係史料が若干残っている〔C16-1～22、A30-(2)-1～7〕。

20 おわりに

今回整理を行った史料は 1,328 点である。貢租や村入用関係では、調達金や拝借金などの尾張藩と支配下の村々との間の本年貢以外の金銭の動きと双方の経済的状況が分かり、治水関係では、大樽川洗堰や油嶋喰違堰、羽根谷、桑名藩領の漁場や中洲など揖斐川流域の治水という不可避の課題に対して、地域を守るために輪中組合のみならず個々の輪中や領主の違いを超えた広範な村々の組合をつくり、自普請に努めながら笠松・多良役所への歎願を行うなど積極的に活動した様子を知ることができる。

谷家文書は、前回の史料と合わせると 6,104 点に及び、江戸時代から明治・大正にかけての舟付村（船附村、船着村、笠郷村船附）及び周辺地域の歴史を明らかにする上できわめて重要な史料である。こうした史料を長年にわたって保存してこられた谷家に敬意を表するとともに、当館に寄贈いただいたことに謝意を表するものである。

（文責 坂口浩之）